

NO.	対象資料	ページ	質問事項	回答
1	入札説明書	2p 2-(5)	PF1事業の落札者となったSPCに対する指定管理者の議会承認は、本契約前の平成19年2月県議会定例会で行われるとの認識でよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
2	入札説明書	4p 2-(11)	施設の修繕・更新費は発生する年度に計上し、当該単年度にサービス対価として計上してよろしいのですか。（修繕・更新が発生する年度は発生しない年度に比べサービス対価が大きくなり、県からSPCへの支払いも大きくなって良いか）	お考えのとおりです。
3	入札説明書	4p 4-(1)イ	協力企業の定義については記載がありますが、構成員の定義については特段の記載がありません。事業者との契約形態について（事業者と直接の契約を締結する等）特に意識する必要はないと考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
4	入札説明書	5p 4-(4)	この項目におけるア、イ、ウ、エ、オにて、応募者またはグループ構成員の要件が定められていることにより、この要件に該当せず、SPCから直接業務を受託・又は請け負う企業は、協力企業としか成り得ないという認識で良いでしょうか。	ア～オ以外の業務を担当する事業者が、応募者又はグループ構成員となることは妨げません。
5	入札説明書	9p 5-(3)カ	入札日以降落札者の決定日までに応募者が失格になるケースとして、「指定管理者の指定を取り消された場合」との記載がありますが、これはあくまでも神奈川県管轄の公の施設における指定取り消しが対象になると捉えてよろしいでしょうか。また、グループで入札する場合、代表企業にのみ適用される事項であると考えてよろしいでしょうか。	日本全国を対象とし、応募者又はグループ構成員に適用します。

NO.	対象資料	ページ	質問事項	回答
6	入札説明書	9p 5-(3)カ	<p>“入札日以降落札者の決定日までに、応募者（グループで入札する場合は構成員のいずれかの者）が地方自治法施行令第167条の4の規定に基づく入札参加資格の制限に該当し、県の指名停止等措置要領に基づく指名停止処分を受け（グループで入札する場合は、代表企業等に限定。～。）～た場合には、当該応募者は失格とします。”とありますが、これはグループで入札する場合は代表者が指名停止処分を受けた場合のみ応募グループが失格となるとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>文書中の2箇所の括弧書き下線部の解釈及び、同様の内容が記載されている下記の関連項目も含めて、応募グループの代表者でない構成員が資格認定日から本契約締結日までの間に指名停止となった場合に応募グループが失格となるのかどうか、また、応募グループが失格とならない場合にその構成員の取り扱いをどうするのか、明確にしてくださいませんでしょうか。</p> <p>（関連項目） 入札説明書 4 入札に参加する者の備えるべき要件（3）応募者又はグループ構成員に共通の参加資格要件 ア 入札説明書 9 契約手続等（2）特定事業契約の締結 カ</p>	<p>地方自治法施行令第167条の4の規定に関しては、代表企業等及び構成員に適用があり、いずれが抵触しても失格となります。</p> <p>県の指名停止措置そのものに関しては、代表企業等のみ適用があります。したがって、応募グループの代表者でない構成員が地方自治法施行令第167条の4以外の事由で指名停止となっても影響はありません。</p>
7	入札説明書	11p 6-(4)ク(イ)	<p>落札金額には施設整備費に係る支払い利息を控除するとありますが、入札金額の目安である6,681百万円には当該支払い利息は含まれていますか。</p>	<p>落札金額は入札書記載額(消費税及び地方消費税を除く)に、消費税及び地方消費税相当額を加算した金額です。消費税及び地方消費税相当額は(入札書記載額 - 施設整備費支払利息) × 5/100となります。入札金額の目安である6,681百万円は施設整備費に係る支払利息を含んでいます(消費税及び地方消費税、物価変動分は含んでいない。)</p>
8	入札説明書	16p 9-(2)ア	<p>この契約が確定する県議会とは何年何月の県議会でしょうか。</p>	<p>平成19年2月神奈川県議会定例会を予定しております。</p>
9	入札説明書	16p 9-(2)ウ	<p>仮契約締結までの間にとありますが、契約締結までの間にはないでしょうか。</p>	<p>仮契約の内容で県議会に提案するため、仮契約締結までです。</p>
10	入札説明書	17p 9-(2)カ	<p>本契約発効までの間にとありますが、本契約発効日とは、本入札説明書において、いつのことを指すのでしょうか。</p>	<p>本事業契約議案の議決日です。</p>

NO.	対象資料	ページ	質問事項	回答
11	入札説明書 付属資料 1	1p 1-(2) ア	基準金利決定日が建設期間中に設定されましたが、この変更により、平成21年7月1日の基準金利決定日から第1回の支払予定日である平成22年4月30日まで10ヶ月の期間が生じることで、資金調達の実態から乖離する可能性が高く、官民双方において新たな金利変動リスクが発生したと言えませんかでしょうか。実際の資金調達計画に対応させることが双方の金利変動リスクのヘッジ策となりますので、基準金利決定日については再度見直しをするか、事業契約締結時に交渉事項とすることは可能でしょうか。	神奈川県予算手続上、平成21年7月に施設整備等割賦代金を確定する必要がありますので、原文どおりとします。
12	入札説明書 付属資料 1	3p 1-(4) イ(ア)	サービスの対価のうち施設整備費の割賦代金の支払い方法について、「支払対象期間は運営開始から平成42年2月までの20年間とし81回払いで(中略)80回払いで各回の支払額が平準化していることを前提とし、」とありますが、81回払い又は80回払いのいずれを選択した場合においても、施設整備費の割賦代金及びこれにかかる支払利息の合計額は、四半期ごと20年間の80回払いと同額になると考えてよろしいでしょうか。	割賦代金については御指摘のとおりです。支払利息については、必ずしも同額にはならないと考えています。
13	入札説明書 付属資料 1	3p 1-(4) イ	利用料金等収入見込額を控除する前の維持管理・運営費は、毎年の額が不均等になるものと考えてよろしいでしょうか。	ベースとなる維持管理・運営費は均等になると考えておりますが、集客数の増減などにより変動する部分はあると考えております。
14	入札説明書 付属資料 1	7p 3-(3)	関係者協議会の協議により実施時期が前倒しとなった場合でも、提案時の修繕・更新費(物価変動勘案後)の金額が県から支払われると考えてよろしいでしょうか。	提案時の修繕・更新費には、物価変動分は含んでいないので、前倒しの時期にお考えの金額を支払います。
15	入札説明書 付属資料 1	8p 4	割賦元本に係る消費税については、各支払時点に平準化したものをお支払いいただけるとの記載がありますが、これは当該回の割賦元本に引渡時の税率を乗じた消費税が毎回支払われるのではなく、割賦元本総額に引渡時の税率を乗じた消費税額を80で除した金額(80回払いとした場合)が毎回支払われるということでしょうか。	割賦元本に係る消費税については、当該回の割賦元本に引渡日の税率を乗じた消費税を毎回支払います。
16	入札説明書 付属資料 2	2p 3	関係者協議会での協議において「天候の影響など事業者の責めに帰さないことが明らかな事由」を認識する為の根拠となる指標(過去の気候データ統計など)と判断基準(降雨日数や低温日数からの異常気象判別など)をお教えください。	事業者が県に客観的に証明できる場合が対象になります。天候データ、ふれあいセンターの入園者状況(統計)、類似施設・近隣の屋外施設における入園実績、状況回復に向けた事業者の取り組み等を含めて指標になると考えております。当該事象に応じて、客観的指標を用いて「天候の影響など事業者の責めに帰さないことが明らかな」であることを説明して頂くことを予定しております。

NO.	対象資料	ページ	質問事項	回答
17	入札説明書 付属資料2	2p 3	“天候の影響など事業者の責めに帰さないことが明らかな事由により実際の利用料金等収入額が事業者の提案した利用料金等収入見込額を下回り・・・”とありますが、具体的な記述がありません。どのような基準で、だれが、どのように判定をするのか、についての明確なご説明をお願いします。	事業者が県に客観的に証明できる場合が対象になります。天候データ、ふれあいセンターの入園者状況（統計）、類似施設・近隣の屋外施設における入園実績、状況回復に向けた事業者の取り組み等を含めて指標になると考えております。当該事象に応じて、客観的指標を用いて「天候の影響など事業者の責めに帰さないことが明らか」であることを説明して頂くことを予定しております。 判定については関係者協議会の協議を踏まえ県で判断します。
18	入札説明書 付属資料4	4p 2-(1)	施設整備費の割賦代金及びこれに係る利息も減額や支払い停止の対象としていることから、SPCの資金調達手法としてプロジェクトファイナンスの手法を採用できない可能性があります。落札者決定基準に明確な記載はありませんが、資金調達手法に関して、プロジェクトファイナンスによる資金調達が否かによって評価の優劣を判断されるのでしょうか。	本件事業遂行にふさわしい資金計画かどうかにより評価を行います（落札者決定基準p11）。
19	契約書 (案)	4p 13条2項	「本件土地に瑕疵があり、提案書に基づく工事ができないときは、事業者は、県と協議の上、本件施設の配置の変更等により、自らの責任及び費用で対応するものとする。」とありますが、土地の瑕疵担保責任の所在は、瑕疵の内容と、その瑕疵がいつ時点で発生したものであるかにより決定されるべきと考えます。「事業者が自らの責任及び費用で対応する」ことに該当する土地の瑕疵の具体的内容及びその瑕疵の発生した時点についての貴県の解釈をご教示ください。	瑕疵の内容については、例えば、事業者に配布した地盤データの地点以外で、地盤支持力が原因で提案書に基づく工事ができないような場合です。また、配布した地盤データを分析検討することで判明し得る瑕疵も事業者の負担となります。もっとも、但書にあるとおり、地中障害物の存在など事業者に帰責事由がない場合には、それによる増加費用は県が負担することになります。 瑕疵の発生時点については、問いません。
20	契約書 (案)	9p 38条1項	「県の責めに帰すべき事由により工期延長等が生じ（中略）、県は開業日からのサービス対価を支払う」とありますが、この場合に貴県よりお支払い頂くサービス対価からは、当初予定の開業日～延長した開業日の間の利用料金等収入見込額は控除されないという理解で宜しいでしょうか。通常時のサービス対価と同様に控除されるのであれば、警備業務等、開業していなくても必然的にかかる費用や、日持ちのしない食材の調達等で既に発生した費用については、運営維持管理業務に係るサービス対価に加えてお支払い頂くよう是非ともお願いします。	維持管理・運営費に係るサービスの対価は、提案された当該年度の予定費用から利用料金等収入見込額を差し引いた額がベースとなります。ただし、御指摘のような場合には関係者協議会で協議します。

NO.	対象資料	ページ	質問事項	回答
21	契約書 (案)	9・11p 38条・45条	第45条(運営体制確保の遅れによる運営開始の遅延)において、「第38条に準じた処置を行う」とありますが、工期延長等が生じ、引渡が遅延した場合は、あくまで第38条の処置のみしか課せられないという理解で宜しいでしょうか。	お考えのとおりですが、工期延長等による引渡しの遅延に加え、運営体制確保の遅れにより、遅延により変更になった引渡し日の翌日に開業できない場合は、第38条及び第45条が適用されます。
22	契約書 (案)	11p 47条	「本件事業を取り巻く環境等の著しい変化が認められた場合には、県の求めにより、県と関係者協議会において協議を行い」とありますが、入札説明書・資料7「神奈川県立花と緑のふれあいセンター(仮称)特定事業関係者協議会の設置及び運営に関する要綱(案)」の第5条において、「県及び事業者は、必要に応じて委員長に開催を要請することができ、」とありますので、本条項においても「県及び事業者は、関係者協議会において協議を行い」とすべきではないでしょうか。	本件事業を取り巻く環境等の著しい変化が認められるかどうかは、基本的に県が判断するものと考えております。
23	契約書 (案)	13p 59条	資金提供のシンジケーションにおきまして、貸付による資金提供者に加え、信託受益権を通じた資金提供者も含めることを考案中です。即ち、当初出された金融機関から事業者への貸付の一部が、国内の信託銀行に譲渡され信託受益権となります。この時、国内の信託銀行が、事業者の県に対して有する債権への質権設定及び担保提供につきまして、県の事前の書面による承諾の申請を直接行います。この場合、県に特段の不利益がない限り、原則ご承諾をいただけますか。	当該承諾の是非について、協議に応じる用意があります。ただし、承認の相手方は、事業者になります。
24	契約書 (案)	13p 59条	貸付による資金提供者である金融機関がスワップ契約を締結する際に、スワップ契約先の金融機関がスワップ契約に係る債権を担保するために行う事業者の県に対して有する債権への質権設定及び担保提供につきまして、県の事前の書面による承諾の申請を行います。この場合、県に特段の不利益がない限り、原則ご承諾をいただけますか。	スワップ契約の担保として、当該債権を提供することを承諾する予定はありません。
25	契約書 (案)	16p 68条2項	「本件施設の出来形部分」には、その時点で調達した什器備品やスタッフ教育、広告関係等運営準備のために既に要した費用も含まれると理解して宜しいでしょうか。	施設等整備の割賦代金に係る出来型部分となります(契約書第1条(18)「整備費等」)。

NO.	対象資料	ページ	質問事項	回答
26	契約書 (案)	17p 70条	本条は、記載内容からも引渡以後の契約終了手続きを規定したものと思慮致しますが、貴県の行政上の事由により、引渡前に契約終了となった場合の規定は無いのでしょうか？入札説明書の付属資料5「予想されるリスクと責任分担表」の「制度関連リスク」-「政治・行政リスク」においても貴県のご負担とされていますので、契約書条項として追加して頂くようお願いします。	行政上の事由による契約の終了は想定できません。
27	契約書 (案)	21p 84条	資金提供のシンジケーションにおきまして、貸付による資金提供者に加え、信託受益権を通じた資金提供者も含めることを考案中です。即ち、当初出された金融機関から事業者への貸付の一部が、国内の信託銀行に譲渡され信託受益権となります。この時、国内の信託銀行が、事業者の県に対して有する債権への質権設定及び担保提供につきまして、県の事前の書面による承諾の申請を直接行います。この場合、県に特段の不利益がない限り、原則ご承諾をいただけますか。	当該承諾の是非について、協議に応じる用意があります。ただし、承認の相手方は、事業者になります。
28	契約書 (案)	21p 84条	貸付による資金提供者である金融機関がスワップ契約を締結する際に、スワップ契約先の金融機関がスワップ契約に係る債権を担保するために行う事業者の県に対して有する債権への質権設定及び担保提供につきまして、県の事前の書面による承諾の申請を行います。この場合、県に特段の不利益がない限り、原則ご承諾をいただけますか。	スワップ契約の担保として、当該債権を提供することを承諾する予定はありません。
29	契約書 (案)	21p 87条1項	「神奈川県行政文章管理規程・同運用通知に基づいて作成する文書管理規程等」という記載がありますが、この規程は県が作成するのでしょうか。	同条第2項にあるように、文書管理規程等については、県と協議して事業者が作成してください。
30	契約書 (案)	27p 別紙4	維持管理・運営期間中において、“各事業年度の”という記載が維持管理・運営費相当額にのみかかっているように見受けられますが、「特定事業契約書(素案)に関する意見及び回答」21の趣旨からすると、“各事業年度の”という記載は文頭に移動し、サービスの対価すべてにかかるべきではないでしょうか。	「イ保険で補てんされない施設の各事業年度の維持管理・運営費」は誤植で、正しくは「各事業年度のア施設等整備の割賦代金及びこれに係る支払利息相当額イ保険で補てんされない施設の維持管理・運営費」です。

NO.	対象資料	ページ	質問事項	回答
31	契約書 (案)	27p 別紙4	維持管理・運営期間中において、数次にわたり不可抗力が生じた場合、事業者の年間負担額は、“事業者が生じた合理的な増加費用及び損害”と“第三者が生じた損害”のそれぞれに“100分の1までは事業者の負担”という記載がありますので、最大で100分の2ということになるのでしょうか。	お考えのとおりです。
32	契約書 (案)	27p 別紙4	維持管理・運営期間中に生じた不可抗力による合理的な増加費用及び損害の負担について、事業者側の負担範囲として「施設等整備の割賦代金及びこれに係る支払い利息」まで含まれてしまっています。県に施設引渡後は施設の所有者である県が施設に対する保険に加入されると思いますが、事業者が県の資産である施設に保険を付保し、リスクヘッジやリスクコントロールすることはできませんので、事業者にとって過分のリスクであり、不適切な設定ではないでしょうか。事業者の負担範囲は「各事業年度の維持管理・運営費相当額の合計の100分の1まで」のみと変更してください。	サービスの対価は一体的なものと考えておりますので、事業者の負担範囲を「各事業年度の維持管理運営費相当額の合計の100分の1まで」とすることはできません。なお、「イ保険で補てんされない施設の各事業年度の維持管理・運営費」は誤植で、正しくは「各事業年度のア施設等整備の割賦代金及びこれに係る支払利息相当額イ保険で補てんされない施設の維持管理・運営費」です。
33	業務要求水準書	1p 4-(1)	入園者数を年間25.6万人以上確保するよう努めることとありますが、事業期間全体の入園者数を事業期間年数で除した年間平均入園者数という意味でしょうか。	事業期間中を通じて、各年度とも年間25.6万人以上を確保するよう努めてください。
34	業務要求水準書	5p 5	「開園時間」について、提案段階での開園時間がそのまま固定化された開園時間となるのか、あるいは、開園後適時、事業者側で開園時間を調整できる幅をもたせていただけるのか、どの程度の柔軟性を見込まれているのかご教示頂きたい。また、「・・・開園時間を変更することができるが、その際は近隣地域と協議を行い、県の承認を得るものとする」とありますが、要求水準書にある開園時間を変更する提案を行う場合、本事業入札返に、近隣地域と貴県及び平塚市に対して、どのような手続きを経ておかなければならないのでしょうか。	「開園時間」については、開園後、運営に当たって変更することができますが、その際は近隣地域と協議を行い、県の承認を得る必要があります。開園時間の変更当たりの近隣地域との協議については、落札者決定後、県の指示に従って行ってください。従って、開園時間を変更する提案については、落札後に近隣地域との協議を行う前提での評価となりますので、御留意ください。
35	業務要求水準書	12～14p 3	フラワーゾーンとアグリゾーンの一体化の可能性について面積の二重計上はしないものとして、大きいフラワーゾーンの中に一部アグリゾーンの機能を入れてよろしいでしょうか。	面積の二重計上がなく、ゾーン毎に必要な要件を満たしていれば構いません。
36	業務要求水準書	18 5-(2) オ(キ)	昇降機設備を必要としない計画も可能でしょうか	神奈川県福祉の街づくり条例を遵守した計画としてください。

NO.	対象資料	ページ	質問事項	回答
37	業務要求水準書	19p 5-(3) エ	コスト把握のため、金目川沿岸水利組合及び寺田縄土木組合へのヒアリングが必要となった場合、いつどのように行えばよろしいでしょうか。提案書作成段階で事業者が直接コンタクトを取るのでしょうか。	これまで県農業技術センターは、農業用水を使用してきましたが、水利費として年2000円/10a、土木費として年6440円/10a負担してきましたので、参考にしてください。なお、提案書作成段階では直接コンタクトは取らないでください。
38	業務要求水準書	20p -3	既存施設に基礎杭を使用したものがありますが、この基礎杭の除却についての記述がありません。事業者が施設整備を行うにあたり、影響を及ぼさない範囲の既設基礎杭については、引き抜かず存置させることで問題はないと考えますが、よろしいですか。また、既設建築物の地下部分についても、同じ考え方をすることで問題はないでしょうか。	基礎杭については施設整備やその後の運営上、影響がなければ存置しても構いません。既設建築物の地下部分については、利用する計画としない場合は除却してください。
39	業務要求水準書	21p 4-(2)	土日祝日にも工事内容によっては施工が可能と理解してよろしいでしょうか。	騒音、資材搬入等による周辺への影響を考慮し、土日祝日は原則として行わないでくださいとしています。周辺への影響がなく地元自治会等の了解を得られるものであれば可能です。
40	業務要求水準書	26p	事業目的を逸脱せず開発許可が得られる範囲であれば、小動物を連れた入園も事業者の判断としてよろしいでしょうか。	センター（自主管理公園を除く。）への動物の持ち込みについては利用者に係る禁止事項として想定しています（実施方針方針等Q & Aのp9、Q17）。
41	業務要求水準書	40p 10	イベントの開催に当たっては、県立農業技術センター等との連携を検討すること。との記載がありますが、イベント事業以外における本事業運営業務において、県立農業技術センターとの連携・協力は可能であると解釈して宜しいでしょうか。	開発品種等展示事業においては連携・協力を求めています。その他の業務については農業技術センターと別途調整が必要です。
42	業務要求水準書	42・43p 12(3)・ 13(3)	「営業時間は、開園時間中及び閉園後2時間を目安とした範囲内で事業者が提案する時間とする。ただし、21時を超えることはできない。」とありますが、レストラン事業・売店事業を21時までの営業時間とすること、これによりセンターの開園時間は最長19時となること、について近隣地域との協議済みで周知・了解事項であるとの理解で良いでしょうか。もしそうでない場合、本事業入札迄に、近隣地域と貴県及び平塚市に対して、どのような手続きを経ておかねばならないのでしょうか。事業全体に関わる点でありますので方向性をご教示ください。	業務要求水準書に記載の開園時間の場合、レストラン・売店の営業時間を閉園後2時間を目安とした範囲内で事業者が提案する時間とすることについては、近隣地域と協議済みですが、業務要求水準書記載の開園時間を変更する場合は、落札者決定後、県の指示に従い、近隣住民との協議を行っていただくこととなります。
43	業務要求水準書	46p 1-(11) エ	付保義務のある各種損害保険について、補償限度額や免責金額等、保険内容についてご教示ください。義務付けされていることから、貴県でお求めになる最低限の保険内容は把握しておきたい、宜しくお願い致します。	事業の安定性確保のために保険に加入していただきます。保険内容・料額については、事業者の判断によります。

NO.	対象資料	ページ	質問事項	回答
44	業務要求水準書	46p 1-(11) エ	付保を義務づけられた保険である「受託者賠償責任保険」と「生産物賠償責任保険」について、貴県でお考えの具体的な対象業務範囲及び保険対象物をご教示ください。	「受託者賠償責任保険」は展示会における事業者以外の所有に係る植木鉢や花瓶、押し花等の展示物を想定しています。展示会における展示物を対象と考えておりますので、「動産総合保険」等でも構いません。「生産物賠償責任保険」はレストラン・売店において生産または製造し、販売した商品を想定しています。
45	業務要求水準書添付資料12・1(4)		サポーター活動参加者の確保ができなかった場合はモニタリング・ペナルティの対象としますが、事業者が鋭意募集を行ったにも関わらずサポーターの確保ができないことも長期の事業期間の中には有るかも知れません。事業者のみがリスクを負うべき事柄ではないことから、削除か緩和の方向で変更をして下さい。モニタリングの目的はサービスのレベル低下を予防することが目的であるべきで、過剰なペナルティ条項は事業そのものの継続性を損なう危険がありますので、ご再考をお願いします。	サポーター活動の活動内容は、県民意見を元に事業者が企画・決定するものなので、応募者がいない場合は、活動内容を見直した上、再募集を行う等により参加者を確保してください。
46	落札者決定基準	5p 4-(3)	「業務要求水準書を達成していない場合は失格となります」と記載されていますが、確認の考え方には業務要求水準を「クリアしていれば、加点、減点はいりません」と記載されています。要求水準をクリアしなければ失格なのか、それとも加点・減点なのか不明ですのでご教示ください。	要求水準をクリアしていない場合は失格となります。なお、「要求水準をクリアしていれば、加点、減点はいりません」の趣旨は、例えば、フラワーズン50,000㎡以上の要求水準に対し、60,000㎡の提案は要求水準をクリアしていますが、60,000㎡という面積のみで加点、減点を行わないという意味です。
47	落札者決定基準	5p 4-(3)	確認項目として、需要推計という項目がありますが、年間25.6万人の入園者数をクリアしなければ失格という意味でしょうか。	入園者数については、年間25.6万人以上確保するよう努めることが要求水準です。事業者が需要推計を堅くみることは可能であり、需要推計上25.6万人をクリアしていないことのみで失格にはなりません。
48	落札者決定基準	5p 4-(3)	確認の考え方に業務要求水準を「クリアしていれば、加点、減点はいりません」と記載されていますが、基礎審査から評価・配点を行うお考えでしょうか。加点・減点を行うべき審査は定量化審査ではないでしょうか。	お考えのとおり、基礎審査での加点・減点はいりません。
49	落札者決定基準	5p 4-(3)	「施設等整備の割賦代金分の消費税及び地方消費税については、当該施設の引渡日時点を基準に納税するよう処理されているか。」とありますが、これを様式8-11-4に当てはめて考えた場合、「(収入のうち仮受消費税)サービスの対価 割賦代金相当分」については、平成21年度だけの計上になると考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。

NO.	対象資料	ページ	質問事項	回答
50	落札者決定基準	5p 4-(3)	確認項目に「県の支払いが平準化されているか」と「修繕・更新費が合理的な年次に見積もられているか」という項目がありますが、修繕・更新費は平準化の対象でないとして理解してよろしいでしょうか。	お考えのとおりです
51	落札者決定基準	5p 4-(3)	確認項目に「県の支払いが平準化されているか」とありますが、修繕・更新費の発生だけでなく、入園者数の推移等により現実には完全に毎期の支払いを同額にするという平準化は難しいと思います。どの程度まで厳密な平準化を要求されているのでしょうか。お考えをご教示ください。	施設等整備の割賦代金については、各回の支払額を平準化させてください。維持管理・運営費については、ベースとなる金額は均等になると考えておりますが、入園者数の見込みにより変動する部分はあると考えております。
52	落札者決定基準	6p 4-(3)	代替信用補完措置に必要な書類をご教示ください。(例えば、金融機関や保険会社の証明書または自社表明書)	代替信用補完措置を確認できる、何らかの証明書類を添付していただきます。例えば、建設業務を担当する者について、履行保証保険の証書などです。
53	落札者決定基準	6p 4-(3)	代替信用補完措置の要否を判断するにあたっての考え方を教示ください。単独決算、連結決算のどちらを採用するのか「資力」「信用力」における三期連続というのは直近の事業年度からの三期でしょうか。「債務返済能力」における「最近期」は「直近の事業年度」でしょうか。	単独決算です。参考として連結決算を見ます。直前に期末を迎えた年度を含めて過去3カ年分です。直前に期末を迎えた年度です。様式9では平成15・16・17年度分の有価証券報告書等を要求していますが、決算日の変更等があった場合は、上記の条件に合う期間のものを提出いただきます。
54	落札者決定基準	6p 4-(3)	債務返済能力について最近期の値にて判定する旨規定されておりますが、資力・信用力が直近3期の値を判断基準にしていることからすれば、債務返済能力についても直近3期の値を判断基準にするべきでないでしょうか(最近期だけでは突発的な事象による基準未達を救済できないものと考えます。)	変更は致しません。
55	落札者決定基準	6p 4-(3)	(イ) 確認内容等の「代替信用補完措置」とは具体的にどのような補完措置を行えばよろしいのでしょうか。例えば、履行保証等を添付することが考えられますが、その場合の保証対象額や保証期間はどのように考えればよろしいでしょうか。	お考えのとおりですが、保証対象額や保証期間は、県からは特に指定しません。
56	様式集	全般	必要に応じて枚数を増やしてくださいと書かれている様式以外は、規定枚数の指示が無い場合、1枚で記述するというのでしょうか。	適宜枚数を増やしてください。また、枚数の制限はありませんが、簡潔かつ明瞭に表現してください。
57	様式集	全般	参加表明書等に捺印する印鑑は、会社の代表印を使用すればよろしいでしょうか。	法務局に印鑑登録を行っている代表者印を使用してください。

NO.	対象資料	ページ	質問事項	回答
58	様式集	全般	各様式記載にあたっての記載要領がありませんが、下記に関するもの含め制限等ございましたら早い段階でご公表ください。 ・使用フォントやフォントサイズ ・会社名、会社ロゴ(企業グループ含む) ・各様式の用紙サイズ ・片面印刷か両面印刷か ・様式通し番号付けや、インデックス付け要否 ・使用するアプリケーションソフト及びバージョン	フォント、フォントサイズ、会社名、ロゴについては見やすいよう自由に調整してください。様式集はA4で様式番号毎(様式○)に製本又はファイル綴じし、目次を付けてください。用紙サイズは様式集で縦書きとなっているものはA4、横書きの様式はA3折り込みとし、A4の様式は様式番号枝番号(様式○-○)に両面印刷にしてください(A3様式は片面印刷)。アプリケーションソフトは、原則としてExcel、Wordを使用してください(Excel指定の様式はExcelとする)。ただし、様式6-12の添付図面については、A3で別冊としてください。
59	様式集	全般	欄外備考に「必要に応じて枚数を増やしてください」「記入欄は適宜追加して下さい」とある場合以外は、その様式においては1枚に納めなければならないのでしょうか?併せて、複数枚とする様式について、上限枚数はあるのでしょうか、ご教示ください	適宜枚数を増やしてください。また、枚数の制限はありませんが、簡潔かつ明瞭に表現してください。
60	様式集	全般	様式として提示されている、ページ設定をそのまま利用しなければならないのでしょうか。フォント、行数、余白、罫線フレームの有無は、提案者の自由として宜しいでしょうか。	フォント、行数、余白、罫線フレームの有無は、提案者の自由に調整してください。
61	様式集	全般	提案書提出の様式5及び様式6において、「必要に応じ枚数を増やしてください」と記述がありますが、各提案書の記載枚数に上限はありますでしょうか。同じく、設計図についてもご回答願います。	枚数の制限はありませんが、簡潔かつ明瞭に表現してください。設計等図面についても枚数の制限はありません。
62	様式集 様式1～様式4		代表者職氏名の記載と押印が必要となりますが、支店や事業所単位で参加及び業務を担当する場合には、支店長、事業所長でも問題ないでしょうか?	入札書については、支店等の登記をしている事業者は法人代表者からの受任者の氏名と印鑑でも構いません。ただし、神奈川県競争入札参加資格者名簿に登録手続した者の氏名と印鑑であることが必要です。その他の様式については、入札書に受任者として記入された者を除き、代表者の氏名と押印が必要です。
63	様式集 様式1-5 添付資料5		添付する納税証明書の種類にご指定があればご教示ください。例えば、法人税、消費税及び地方消費税については、(その3の3:未納がないことの証明)など。	県税事務所における法人県民税、法人事業税の納税証明書。税務署における納税証明書「その3」(未納の税額がないことの証明、税目は消費税及び地方消費税)を添付してください。課税事業者でない方についても同様です。

NO.	対象資料	ページ	質問事項	回答
64	様式集 様式1-5 添付資料5		直近の事業終了年度に係る納税証明書とありますが、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税の申告を6月末に行う場合、本件事業の一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限である7月4日までに直近の事業終了年度の納税証明書がとれない可能性があります。そのような場合には、前事業年度の納税証明書を添付する方法でも可能でしょうか、または、税務署及び県税事務所の受付印のある申告書及び納付書を添付し、後日納税証明書を提出する方法でも良いのかをご教示ください。	申告書、領収書の控えを持参すると6月末日申告の税目の納税証明書は発行されます（県税事務所、税務署）。発行年月日から3箇月以内のものを添付してください。
65	様式集 様式1 - 5 添付資料5		添付する法人県民税、法人事業税の納税証明書は、神奈川県内に事業所等を持つ企業の場合は神奈川県の納税証明書、神奈川県内に事業所等を持たない企業の場合は本店所在地又は入札参加申請を行う事業所所在地の納税証明書でしょうか。	神奈川県内に事業所等をもつ場合は、神奈川県の納税証明書を、それ以外の場合は、本店所在地の納税証明書を添付してください。
66	様式集 様式1-6		担当する業務の実績は、実績を証明する契約書の写しを提出とありますが、実績の期間、期日は問わないと判断して宜しいでしょうか。（例えば期日を定めた場合、過去10年以内の実績など）	お考えのとおりです。
67	様式集 様式1-6		応募者又はグループ構成員の個別の参加資格要件として、「体験学習事業を担当する者」の実績、「展示事業の植栽を担当する者」の実績とありますが、様式集の様式1-6に「契約書の写しやパンフレットなどの添付」とありますが、実績は民間、公官庁の区別は必要でしょうか？	必要ありません。
68	様式集 様式5-3		需要推計については、商圏域の人口と同様な施設の入場者実績をもとに、事業者としての入場者目標を表現することでよろしいでしょうか。膨大な計算式による需要推計は、時に係数の取り方次第で様々な結論を導き出すことができます。民間事業者による事業では、経験則を含めた需要目標に対して、どのように実需を喚起するかということを重要視しており、推計の根拠の正確さを求めてもあまり意味がないように思われます。推計の基となる根拠よりも、求めた需要推計に対して、目標を達成する事業能力を有していることを表現することを重視してよろしいでしょうか。	需要推計のロジックは応募者に委ねます。施設面、運営面で集客の工夫を行っていただくことは大いに期待するところですが、一方で公の施設として経営の安定性も重視します。入札説明書の付属資料2にお示ししたように、県からの支払額は、サービスの対価から、提案された利用料金等収入見込額を差し引いた金額になりますので、利用料金等収入見込額の確実性は事業者の経営の安定性に直結します。従って、その元になる需要推計にも、根拠をお示しいたできます。
69	様式集 様式5～様式8		様式7-2-3を除く様式5～様式8について、代表企業及び構成員、協力企業の実績アピールとして、実際の事業名やイベント名等の実名記載を行うことは可能でしょうか。	お考えのとおりです。

NO.	対象資料	ページ	質問事項	回答
70	様式集 様式6-2-4		目標どおりの入場者を迎えるためには、現状の施設概要に示された駐車場では不足していると考えます。しかしながら、予定地内での駐車場の大幅な増設は困難であり、多客時における臨時駐車場の増設や公共交通の増発等の調整が不可欠であると想定されます。公共交通の増発等の対応は、落札決定後の調整で可能であると考えられますが、市街化調整区域において事業者としての可能性が未定の段階で、具体的な地籍を対象とした臨時駐車場の位置規模の決定行為や契約行為は事実上不可能であると思われます。入札提案書の段階では、施設内駐車場からオーバーフローした場合の、基本的な対応方針と開発許可権者との調整の方向性を示すにとどめてよろしいでしょうか。	臨時駐車場を計画に盛り込む場合、具体的な場所を必ずしも示す必要はありませんが、想定エリア程度は示してください。また、センターとの位置関係や土地利用上の区域区分等を考慮した上で、開発の方向性として無理のない計画としてください。
71	様式集 様式6-2-4		駐車場のオーバーフロー対策として、臨時駐車場や代替交通などを事業者が準備する際、発生する費用の負担方法はどのようになりますか。	事業者側の負担となります。
72	様式集 様式7-2-2		様式7-2-2の責任者について現時点では候補者と考えてよいか ・候補者をすべて入れないと失格か。 ・候補者の経歴が必ずしも一致しない場合は。 ・落札後に経験者の選定を行ってよいか。	運営責任者の氏名については、可能な範囲で記載すれば足り、氏名を記載しないことで失格にはなりません。なお、氏名を記載された場合は、提案後のヒアリングで実現可能性を確認することもありますので御留意ください。
73	様式集 様式7-2-3		表中の「担当者名」は、整備実績であれば作業所長、運営実績であれば事業所責任者という理解で宜しいでしょうか。	お考えのとおりですが、運営に関しては、体験学習事業の企画者等も含まれます。
74	様式集 様式8-7-2 欄外備考4		「...様式8-8-3に具体的なバックアップサービサーの名前とバックアップの方法等について記述して下さい」とありますが、様式8-8-1では無いでしょうか。	様式8-8-3は誤植で、正しくは様式8-8-1です。
75	様式集 様式8-7-2 様式8-8-1		バックアップサービサーについて、どの様な業務について行うものを想定されているのかをご教示ください。また、バックアップサービサーが必要とされる状況は、維持管理・運営企業が倒産等に陥った場合という理解でよいのでしょうか。	バックアップサービサーは、維持管理業務及び運営業務の担当者が、引き続き業務を遂行できなくなった場合に備えて指定していただくもので、あらゆる事業・業務について、想定している事業者を挙げていただきたいと考えています。特に、花き栽培展示事業、気づき体験事業（農業体験学習事業）、イベント事業については、本事業の中核をなす事業でもあるので、バックアップ体制の充実を期待するところです。

NO.	対象資料	ページ	質問事項	回答
76	様式集 様式8-7-3		「様式8-11-4と整合」と欄外注記にありますので、「保険料」の記載にあたっては、単年度保険料の記載ではなく、例えば「300万円/3年」や「1000万円/20年」といった付保期間合計を記載するのでしょうか。	本様式の備考2は、本様式に挙げた各保険の保険料の合計金額が、様式8-11-4の各年度の「保険料」と同額になるよう注意を求めたものです。様式にあるように、1年あたり(円/年)で記載してください。各保険の内容について、必要であれば、保険期間、保険料総額等を、括弧書きにいただければ結構です。
77	様式集 様式8-11-4		法人税等の算出方法について、法人税の実効税率は何パーセントと考えればよろしいでしょうか。また、サービスの対価収入のうち施設整備費の割賦代金分については、益金不算入と考えてよろしいでしょうか。	実効税率は40.87%で計算してください。 益金収入とするかどうかは、事業者の方針次第です。
78	様式集 様式8-11-4		各年度のサービスの対価収入は、その年度に含まれる支払日ではなく、支払対象期間を基準に金額を算出、計上すると考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
79	様式集 様式8-11-4		還付見込消費税を表中に表現する必要はありますか。もし表現する必要があるとすれば、どういった算式の考え方でどの場所に記載すればよろしいでしょうか、ご教示ください。	記載いただく必要はありません。ただし、「税引前当期損益」については、「収入計-支出計」から、「(収入のうち仮受消費税)」の小計を減算、「(支出のうち仮払消費税)」を加算して計算してください。
80	様式集 様式8-11-4		消費税の納付額を表中に記載する必要はありますか。もし記載する必要がある場合、どの場所に記載すればよろしいでしょうか。また、計上の仕方について、当期分は未払金として処理し翌期に繰り越された納付額を計上するという点でよろしいでしょうか、ご教示ください。	記載いただく必要はありません。
81	様式集 様式8-11-4		SPCの監査費用は、表中のどこに記載すればよろしいでしょうか、ご教示ください。	「支出計」の内訳にある「その他」に含めていただいても結構ですし、適宜項目を設定していただいても結構です。
82	様式集 様式9		株式公開をしていない企業の場合、この様式と合わせて提出する資料は、様式に対応する事業年度各々の決算書となるのでしょうか。	お考えのとおりです。